

行橋市交際費取扱指針

市長（代理等を含む。以下「市長等」という。）は、次に定めるところにより、社会通念上妥当と認められる必要最小限の範囲内で、交際費を支出することができる。

1. 交際費の趣旨

交際費は、行政の円滑な執行を図るため、市長等が市を代表し外部と交際をする場合に支出することができるものとする。

2. 交際費の支出ができる相手方

交際費は、行橋市の事務事業と直接かつ密接な関係にある者、市政について顕著な功績があった者、災害又は事故等にあった者及びその他市長等が特に必要と認める者並びにこれらの者が所属する団体等との交際について、支出することができるものとする。

3. 交際費の支出ができる事項

交際費は、前項に掲げる者との交際において、次に掲げる事項について支出することができるものとする。

- (1) 慶事、各種大会等の「祝儀」「生花」
- (2) 会費が定められた会議等の「会費」
- (3) 病気、負傷、災害等の「見舞い」
- (4) 弔事、慰霊行事等の「香典」「生花」
- (5) 意見交換会、情報収集のための「渉外費」
- (6) 土産品購入のための「土産代」
- (7) 各種団体、個人に対する「賛助会費」
- (8) 名刺、本代、貸鉢代等の「品代」
- (9) その他必要と認めるもの

4. 交際費の支出ができる額

交際費は、別紙「交際費支出基準額表」に従い支出するものとする。

5. 適用日

この指針は、令和6年3月14日以後に支出する交際費について適用する。

交際費支出基準額表

※ 次表中の金額には、消費税相当額、葬儀場持込料を含まないものとする。

区 分	内 容	金 額 等
慶 事	市政に関係する各種団体・個人が行う総会、定期大会、創立記念式典、祝賀会、落成式等	5,000円～20,000円 ※開催される事業の規模、場所、内容、更には市政や市民に対する影響の度合いを勘案して支出
会 費	上記のうち、会費が明記されている場合	明記された金額 ※宗教団体、国会議員、地方公共団体の議会の議員(候補者を含む。)にある者及び政治団体等に対しては支出しない。 ただし、叙勲、褒章等の受章祝賀会等社会通念上妥当と認められるものについては、この限りではない。
見 舞 い	市政に関係ある者	5,000円～10,000円
弔 事	市政に関係ある者、慰霊行事等	10,000円～20,000円 ※初盆の供物等については支出しない。
渉 外 費	市政に関係ある者	一人8,000円以内
土 産 代	市を代表して外部に訪問時、又は来訪者への手土産	10,000円以内
賛助会費	主旨に賛同した場合	明記された金額
品 代	名刺、本代、貸鉢代等	必要数にかかる経費
そ の 他	上記以外で行政の円滑な執行に必要と認める場合	実際の経費